

原子力機構(JAEA)及び高エネ機構(KEK)における施設利用について

JAEA施設

法人自身による利用 (独自利用)

原子力の基礎・応用研究など、法人本来の業務のために、自ら利用。

一方、本来業務に支障のない範囲で、科学技術・原子力の研究開発を行う者の利用に供することが可能。

↓

施設共用

KEK施設

大学共同利用

大学の教員その他の者で、当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供する。

共同利用・共同研究の拠点として、研究者コミュニティの意向を踏まえ、研究者の知を結集させ共同で研究を推進。

参照条文（1）

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第17条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
 - イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
 - ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
 - ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
 - ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 六 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 七 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 八 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

参照条文（2）

国立大学法人法

第29条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
- 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 六 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

別表第二

大学共同利用機関法人の名称	研究分野	主たる事務所の所在地	理事の員数
大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究	茨城県	四